

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

森町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

静岡県森町長

公表日

令和6年6月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法、その他介護保険に関する法律及び条例に基づき特定個人情報を次の事務で使用する。 1 介護保険資格の取得、喪失の決定に関する事務 2 介護保険料の賦課、徴収に関する事務 3 介護認定に関する事務 4 介護保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。なお、申請、届出等に対する通知は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能等で通知する。
③システムの名称	1介護保険システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー 4サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル 申請管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,108,109,117,120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。） 第1,2,3,4,5,6,7,10,12-3,15,19,22-2,24-2,25,25-2,30,31-2-2,32,33,43,43-2,44,44-4,47,55,55-2,59-2-3,59-3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の93及び94の項 ・別表第二主務省令第46条及び第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号437-0293 静岡県周知郡森町森2101番地の1 森町役場 総務課 行政係 電話：0538-85-6300 ファックス：0538-85-5259 E-mail：soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号437-0215 静岡県周知郡森町森50番地の1 森町役場 福祉課 介護保険係 電話：0538-86-6341 ファックス：0538-86-6301 E-mail：fukushi@town.shizuoka-mori.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I－4②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の	事後	
平成29年7月28日	I－5②	保健福祉課長 村松 富夫	保健福祉課長 村松 成弘	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成27年10月30日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年5月29日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	I－5②	保健福祉課長 村松 成弘	保健福祉課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	VIリスク対策	記載なし	項目追加	事後	様式変更による追加
令和2年6月5日	I－4②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の 1,2,3,4,6,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令（以下「別表第二主務省 令」という。） 第1,2,3,4,6,10,19,22-2,24-2,25,30,31- 2,32,33,43,44,47,55条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の93及 び94の項 ・別表第二主務省令第46条及び第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令（以下「別表第二主務省 令」という。） 第1,2,3,4,6,7,10,19,22-2,24-2,25,30,31- 2,32,33,43,44,47,55,59-2-2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の93及 び94の項 ・別表第二主務省令第46条及び第47条	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年8月2日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	I－3	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号 法」という。） 第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（以下「番号 法」という。） 第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第 9条	事前	
令和4年10月6日	I－4②	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二の 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令（以下「別表第二主務省 令」という。） 第1,2,3,4,6,7,10,19,22-2,24-2,25,30,31- 2,32,33,43,44,47,55,59-2-2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の93及 び94の項 ・別表第二主務省令第46条及び第47条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の 1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,94,95,108,109,117,120の 項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令（以下「別表第二主務省 令」という。） 第1,2,3,4,5,6,7,10,12-3,15,19,22-2,24- 2,25,25-2,30,31-2-2,32,33,43,43-2,44,44- 4,47,55,55-2,59-2-3,59-3条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の93及 び94の項 ・別表第二主務省令第46条及び第47条	事後	
令和4年10月6日	I－5①	保健福祉課	福祉課	事後	
令和4年10月6日	I－5②	保健福祉課長	福祉課長	事後	
令和4年10月6日	I－7	郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場 総務課課 行政係 電話：0538-85-6300 ファックス：0538-85- 5259 E-mail:soumu@town.shizuoka-mori.le.jp	郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1 森町役場 総務課 行政係 電話：0538-85-6300 ファックス：0538-85- 5259 E-mail:soumu@town.shizuoka-mori.le.jp	事後	
令和4年10月6日	I－8	静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場 保健福祉課 介護保険係 電話：0538-85-1800 ファックス：0538-85- 1294 E-mail:fukushi@town.shizuoka-mori.le.jp	静岡県周智郡森町森50番地の1 森町役場 福祉課 介護保険係 電話：0538-86-6341 ファックス：0538-86- 6301 E-mail:fukushi@town.shizuoka-mori.le.jp	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年10月6日	Ⅱ－2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月24日	I－1②	介護保険法、その他介護保険に関する法律及 び条例に基づき特定個人情報等を次の事務で使 用する。 1 介護保険資格の取得、喪失の決定に関す る事務 2 介護保険料の賦課、徴収に関する事務 3 介護認定に関する事務 4 介護保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務	介護保険法、その他介護保険に関する法律及 び条例に基づき特定個人情報等を次の事務で使 用する。 1 介護保険資格の取得、喪失の決定に関す る事務 2 介護保険料の賦課、徴収に関する事務 3 介護認定に関する事務 4 介護保険給付に関する事務 5 地域支援事業に関する事務 申請、届出等は、窓口、郵送及びサービス検 索・電子申請機能で受領する。なお、申請、届 出等に対する通知は、郵送、マイナポータル のお知らせ機能等で通知する。	事前	新たに電子ファイルを保有等 するため、再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I－1③	1介護保険システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー	1介護保険システム 2団体内統合宛名システム 3中間サーバー 4サービス検索・電子申請機能	事前	新たに電子ファイルを保有等するため、評価を再実施
令和5年3月24日	I－2	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル 申請管理システムファイル	事前	新たに電子ファイルを保有等するため、評価を再実施
令和5年3月24日	II－1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	新たに電子ファイルを保有等するため、評価を再実施
令和5年3月24日	II－2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	新たに電子ファイルを保有等するため、評価を再実施
令和5年11月1日	II－1 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年11月1日	II－2 いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
	II－1 事務の対象人数は何人か	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事後	
	II－1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
	II－2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	